

国立大学法人京都大学部局長会議規程新旧対照表

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>(前略)<br/>(構成)<br/>第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 総長<br/>(2) 理事（非常勤の理事を除く。第12条第1項第2号において同じ。）<br/>(3) 総長が指名する副理事<br/>(4) 副学長（第2号に掲げる者を除く。）<br/>(5) 研究科長<br/>(6) 附置研究所の長<br/>(7) 医学部附属病院長<br/>(8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、野生動物研究センター長及びヒト行動進化研究センター長のうちから総長が指名するもの1名<br/>(9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、成長戦略本部長、国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長<br/><br/>(10) 高等研究院長<br/>(11) 総長が指名する事務本部の部長<br/>(後略)</p> | <p>(構成)<br/>第3条</p> <p>(1)<br/>(2)<br/>(3)<br/>(4)<br/>(5) } (同左)<br/>(6)<br/>(7)<br/>(8)<br/><br/>(9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、<del>総合研究推進本部長</del>、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、成長戦略本部長、国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長<br/>(10) } (同左)<br/>(11)</p> <p>附則（令和6年達示第80号）<br/>この規程は、令和7年1月1日から施行する。</p> |